【港長基準】

関門港地震・津波対策

１　態勢区分等

（1）区分

態勢の区分は、「津波注意態勢」、「津波警戒態勢」、「大津波警戒態勢」とする。

①「津波注意態勢」：高いところで 0.2m以上、１ｍ以下の津波が予想される津波注意報が発表された場合

②「津波警戒態勢」：高いところで １ｍを超え、３ｍ以下の津波が予想される津波警報が発表された場合

③「大津波警戒態勢」：高いところで ３ｍを超える津波が予想される大津波警報が発表された場合

（2）区分の根拠

各態勢ともに「港則法第３９条第４項に基づく勧告」

（3）対象船舶

各態勢ともに「全ての船舶」

２　各態勢の発令基準

（1）「津波注意態勢」：気象庁から関門港全域又は一部に津波注意報が発表された場合に発令する。

（2）「津波警戒態勢」：気象庁から関門港全域又は一部に津波警報が発表された場合に発令する。

（3）「大津波警戒態勢」：気象庁から関門港全域又は一部に大津波警報が発表された場合に発令する。

３　船舶が各態勢において執るべき措置

各態勢において執るべき措置は、別添１「各態勢時における措置」を基本とする。

なお、「各態勢時における措置」は、予め関係者に周知し、警戒態勢の発令時に、それぞれ適切に対応がなされるように措置しておくものとするとともに、停電等により伝達手段を喪失し、警戒態勢の発令が伝達されない場合であっても、自主的に関係者が措置をとることができるようにしておくものとする。

４　発令海域

発令海域は、以下の４海域とする。

（1）「福岡県日本海沿岸」

（2）「福岡県瀬戸内海沿岸」

（3）「山口県日本海沿岸」

（4）「山口県瀬戸内海沿岸」

※　日本海と瀬戸内海の境界は、福岡県側については、門司区と小倉北

【港長基準】

区の境界とし、山口県側については、彦島南端を基準とする。

※　別添２「津波対策区域図」参照

５　態勢の解除

気象庁が前記２の「発令海域」にかかる津波注意報、津波警報又は大津波警報の解除を発表した場合に、当該区域の警戒態勢を解除するものとする。

６　連絡体制

連絡方法、手段は、別添３「情報の連絡方法・手段」によるものとする。

別添1

各態勢時における措置

津波警報・注意報の分類	予想される津波の高さ		警戒態勢の区分	津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					
					大型船、中型船（漁船を含む）				小型船（プレジャーボート、小型漁船等）	
					港内着岸船		錨泊船（作業船を含む）	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
	数値での発表（発表基準）	巨大地震の場合の表現			一般船（作業船を含む）	危険物積載船				
大津波警報 ※大津波警報は特別警報に位置づけられる。	10m超 （10m＜予想高さ） 10m （5m＜予想高さ≦10m） 5m （3m＜予想高さ≦5m）	巨大	大津波警戒態勢	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 危険物安全措置 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
				有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
津波警報	3m （1m＜予想高さ≦3m）	高い	津波警戒態勢	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 危険物安全措置 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
				有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
津波注意報	1m （0．2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）	津波注意態勢		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 危険物安全措置 （一般船舶の措置） 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 （場合によっては港外退避）	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避

※1　津波来襲までの時間的余裕が有る場合とは、津波が到達する前に、港外退避場所又は陸揚げ固縛場所まで避難する時間的余裕がある場合（なし：それがない場合）

※2　大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし、単独での出港が困難な船舶をいう。

※3　中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。

※4　小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

※5　陸上避難：船舶での避難は高い危険が伴う場合、可能な限り船舶流出等の防止措置（係留強化等）を執ったうえで乗組員が陸上へ避難すること。

※6　港外退避：沖合いの水深が深く、広い海域に避難すること。（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）
なお、関門港付近において、（注）水深30m以深が確保されている海域は別添4「避難推奨海域」のとおり。
（注）砕波が発生しない水深、操縦可能な程度の津波流速となる水深を考慮のうえ選定。
出典：災害に強い漁業地域づくりガイドライン（平成24年：水産庁）
平成15年度 津波が予想される場合の船舶安全確保に関する調査報告書（（社）日本海難防止協会）

※7　港内避泊：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗すること（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航）。

※8　係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。）。

※9　陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛すること。

※10　危険物安全措置：危険物を積載している船倉の開口部を閉鎖する等、危険物が船外に流出しないようにする措置のこと。

※11　錨泊船にあっては、走錨防止のため、次の措置をとること。
国際VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
AIS搭載船舶は、AISを常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。

【港長基準】

別添２


津波対策区域図
山口県日本海沿岸
山口県瀬戸内海沿岸
福岡県日本海沿岸
彦島南岸
福岡県瀬戸内海沿岸
小倉北区・門司区境界

【港長基準】

別添３

情報の連絡方法・手段

勧告等の内容	周　知　方　法	周　知　手　段
発令・解除	・連絡系統による通報	・メール
	・海の安全情報による配信	・メール（緊急情報配信）
	・関門海峡海上交通センターからの周知	・VHF ・AIS
	・第七管区海上保安本部運用司令センター（もじほあん）からの周知	・VHF
	・巡視船艇による周知	・マイク、VHF
	・海の安全情報（緊急情報）への掲載	・インターネット　https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kinkyu.html